

## 第2 個別設置型条例と常設型条例

### 基本的な考え方

常設型の住民投票条例を制定し、自治基本条例第6条における仕組みとしての住民投票制度を担保する。

### 市民検討懇話会での議論・検討内容

住民投票条例は、個別設置型条例と常設型条例とに大別することができる。

#### ア 個別設置型条例

住民の意思を確認する必要がある場合に、その都度、議会の議決を経て条例を制定し、住民投票を実施するもの。

議会で条例案の議決が必要となり、住民投票の実施に至った事例は少ない。

#### イ 常設型条例

あらかじめ条例を制定することにより、住民投票の対象事項、実施要件、発議方法等といった住民投票に関する手続を制度化しておき、住民投票を実施するもの。

住民投票の制度や手続の議論は、既に条例の制定時に行われている。そのため、具体的に住民投票を実施したい場合には、住民投票の対象事項についてのみ議論を行い、直ちに住民投票を実施することが可能となる。

常設型条例は、一定数以上の署名の収集を行うことにより、住民投票の実施を可能とするものである。常設型条例の制定は、住民投票による市政への参加を保障することとなるものであるとともに、自治基本条例第6条における仕組みとしての住民投票制度を明確に担保するものでもある。

平成22年度に検討を行った「住民投票制度を考える会」では、自治基本条例第6条において「別に条例で定める」ところによる住民投票として、常設型の住民投票条例が必要であると結論付けている。

